

国民健康保険税（国保税）の

税率が変わります

◆令和8年度 国保税率表

（ ）は昨年度の税率等との比較

区分	基礎課税額 (国保加入者全員)	後期高齢者 支援金等課税額 (国保加入者全員)	介護納付金 課税額 (40歳から64歳 の国保加入者)	【新設】 子ども・子育て支援 納付金課税額 (国保加入者全員)
①所得割	7.34% (+0.63%)	2.88% (+0.1%)	2.68% (+0.3%)	0.26%
②均等割	31,450円 (+2,610円)	12,320円 (+590円)	12,820円 (+620円)	1,150円 ※
③平等割	20,990円 (+2,020円)	8,090円 (+380円)	6,280円 (+290円)	730円

①国保加入者の前年中の所得に応じて計算 ②国保加入者一人当たりの額

③国保加入一世帯当たりの額

※実際の計算手順は、まず国保加入者全員を1,110円で計算し、その後18歳未満の国保加入者分を全額軽減し、さらに18歳以上の国保加入者に40円加算するため、18歳未満の国保加入者から「子ども・子育て支援納付金課税額の均等割」は徴収しないことになります

◆新しい「子ども・子育て支援金制度」

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子育て施策の拡充に充てるため、令和8年度から始めました。社会全体で支えるため、支援金は各種健康保険料（国保に加入されている方は国保税）と併せてご負担いただきます。

制度に関する問合せ

こども家庭庁コールセンター TEL0120-303-272（平日9時～18時）

制度概要は▶



◆その他の変更点

- 基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円に設定
- 法定軽減の5割・2割軽減の軽減判定所得の引き上げによる軽減対象世帯の拡大

◆皆さんへのお願い

西条市の国保税は、愛媛県が示す標準保険料率に基づいて毎年税率改定を行っています。国保の構造的な問題（国保は高齢者が多いため一人当たりの医療費が高く、国保加入者数の減少による国保税の減収など）に加え、令和8年度は「診療報酬の改定」や「子ども・子育て支援金制度」の新設などの要因もあり、増額改定となりました。

国保加入者の皆さんが、将来にわたって安心して医療を受けられるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 課税課 TEL0897-52-1274

国保税の
制度概要は
こちらから▶

